

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の<u>高さ</u>は、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2  前項の天井の<u>高さ</u>は、室の床面から測り、一室で天井の<u>高さ</u>の異なる部分がある場合においては、その平均の<u>高さ</u>によるものとする。</p>	<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の<u>高さ</u>は、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2  学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の<u>高さ</u>は、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。</p> <p>3  前各項の天井の<u>高さ</u>は、室の床面から測り、一室で天井の<u>高さ</u>の異なる部分がある場合においては、その平均の<u>高さ</u>によるものとする。</p>